

ご存じですか？

受動喫煙

受動喫煙により
年間1.5万人が

交通事故死亡者の
約6倍



下記の病気で命を落としています。

能動喫煙による日本全体の年間死亡者数(推計)

19万人

虚血性心疾患
(心筋梗塞等)

1.2倍

(4,459人)

脳卒中

1.3倍

(8,014人)

肺がん

1.3倍

(2,484人)

乳幼児
突然死症候群

4.7倍

(73人)

受動喫煙を受けた人が受けない人に比べて病気になるリスクが何倍かを示したものです。※()内は死亡者数推計値

出典:「喫煙と健康 喫煙の健康影響に関する検討会報告書(通称たばこ白書)」

受動喫煙とは、

他人のたばこの煙(蒸気を含む)を吸ってしまうことです。

受動喫煙は「副流煙」と「呼出煙」から起こります。

実は喫煙者が吸っている「主流煙」よりも

周囲の人が吸っている「副流煙」の方が

多くの有害物質が含まれています。

「呼出煙」

喫煙者が
吐き出した煙

「副流煙」

たばこの先から
出る煙

ニコチン
「主流煙」の 2.8倍

タール

「主流煙」の 3.4倍

一酸化炭素
「主流煙」の 4.7倍

「主流煙」

喫煙者が
吸い込む煙

目の前で吸わなければ大丈夫？ ×

いいえ、そんなことはありません！

ベランダや庭

煙はサッシの隙間から入ってくることがあります。
ご近所への配慮も必要です。



換気扇の下

たばこの煙をすべて換気することはできず、
有害物質が室内を漂います。



サードハンドスモーク(残留受動喫煙・三次喫煙)

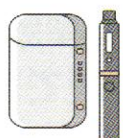
たばこを消した後に喫煙者の毛髪や衣類、家具などの表面に付着した
化学物質を吸入することです。健康への影響が懸念されます。

空気清浄機

空気清浄機では、有害物質を完全に除去
することはできません。



加熱式たばこも ×



加熱式たばこが紙巻きたばこに比べて
健康へのリスクが少ないという科学的根拠はありません。

詳しくは裏面で

たばこのルール、 知っていますか？



千葉市 受動喫煙 検索

学校・病院・市役所などは

原則敷地内禁煙



オフィス・商業施設・飲食店などは

原則屋内禁煙

例外的に屋内でたばこを吸える部屋がある場合は、
店などの入口に標識が掲示してあります。

(店入口標識例)

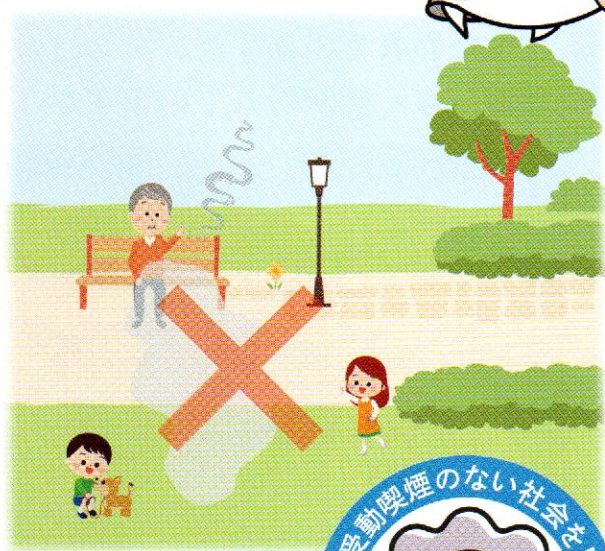
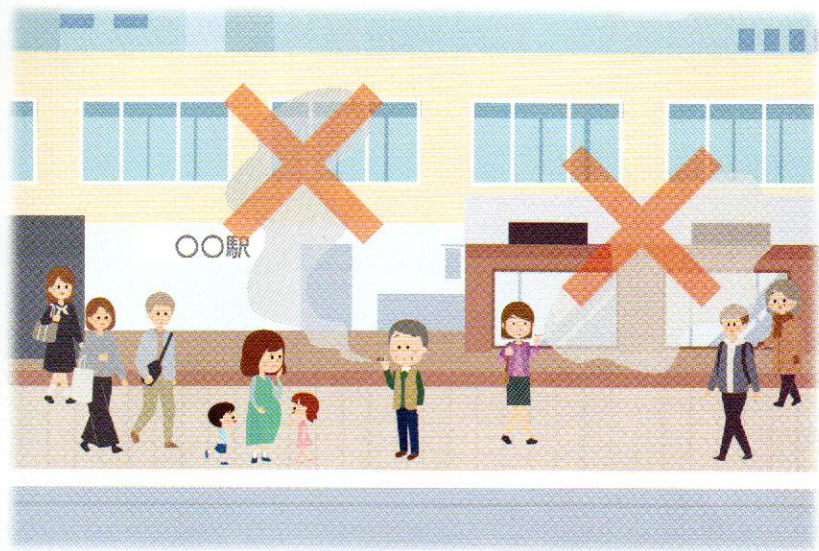


20歳未満の方は喫煙場所には入れないよ。
お店に入るときは入口の標識を確認してね。



※法律では例外的に喫煙が認められている小規模飲食店でも、
千葉市では、従業員がいる場合は原則屋内禁煙です。

みんなが心地よく過ごす街を作るために
屋外で喫煙をする際でも**配慮**が必要です。



望まない受動喫煙が生じないように
周囲へ気遣いをお願いします。



※千葉県では、保護者は未成年を受動喫煙から保護する努力義務があります。

愛する人のために**煙のない未来**を作りませんか？

千葉県は、たばこをやめたいあなたを応援します！

禁煙外来治療費助成事業 **要事前登録**

千葉県に住民登録があり、健康保険が適用される禁煙外来治療を受ける方を対象に、治療費の一部(上限1万円)を助成します。



禁煙サポート **個別相談 無料**



各区健康課では、たばこをやめたい方へ禁煙のお手伝いをしています。

千葉県 禁煙支援 検索

名 称	住 所	電 話	FAX	メールアドレス
中央保健福祉センター健康課	中央区中央4-5-1 きぼーる13階	043-221-2582	043-221-2590	kenko.CHU@city.chiba.lg.jp
花見川保健福祉センター健康課	花見川区瑞穂1-1	043-275-6296	043-275-6298	kenko.HAN@city.chiba.lg.jp
稲毛保健福祉センター健康課	稲毛区穴川4-12-4	043-284-6494	043-284-6496	kenko.INA@city.chiba.lg.jp
若葉保健福祉センター健康課	若葉区貝塚2-19-1	043-233-8714	043-233-8198	kenko.WAK@city.chiba.lg.jp
緑保健福祉センター健康課	緑区鎌取町226-1	043-292-2630	043-292-1804	kenko.MID@city.chiba.lg.jp
美浜保健福祉センター健康課	美浜区真砂5-15-2	043-270-2221	043-270-2065	kenko.MIH@city.chiba.lg.jp

たばこのルール、 知っていますか？

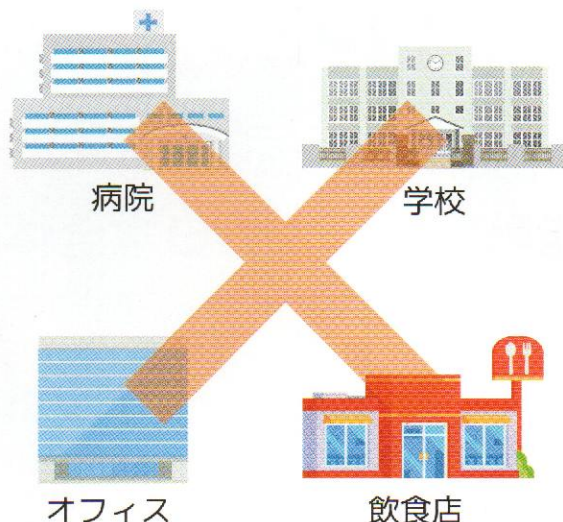


千葉市 受動喫煙

検索

学校・病院・市役所などは

原則敷地内禁煙



オフィス・商業施設・飲食店などは

原則屋内禁煙

例外的に屋内でたばこを吸える部屋がある場合は、
店などの入口に標識が掲示してあります。

(店入口標識例)



20歳未満の方は喫煙場所には入れないよ。
お店に入るときは入口の標識を確認してね。



※法律では例外的に喫煙が認められている小規模飲食店でも、
千葉市では、従業員がいる場合は原則屋内禁煙です。